



ひらた行政だより

地震による一部損壊住宅の修理費用を補助します！

令和 3 年 2 月 13 日の地震で住宅が一部損壊した世帯に対し、日常生活に不可欠な部分を応急的に修理した場合の費用の一部を定額で補助します。



【対象世帯】以下の要件を満たす世帯

- ① 村から「り災証明書」を交付された方。
- ② 20万円（消費税込み）以上の修繕工事を実施し、支払いを完了した方。

【修繕工事の範囲】

- ① 屋根等の基本部分
- ② ドア、窓等の外部に面した開口部
- ③ 上下水道等の配管・配線
- ④ トイレ、風呂等の衛生設備

※地震の被害と直接関係ある修繕のみが対象。

※内装に関するものは原則として対象外。

（壊れた床の修理と併せて畳等を補修する場合、壊れた壁とともに壁紙を補修する場合は、当該床、壁の部分に限り対象。）

※家電製品は対象外。

※応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、一般的には修理は屋根、壁、床などより緊急を要する部分から実施する。

【補助金の額】

修繕工事費 20万円（消費税込み）以上の場合に、定額 10万円

【必要となる書類】

- ・補助金支給申請書
- ・資力に関する申出書
- ・り災証明書（コピー可）
- ・工事を実施したことを確認できる書類（契約書及び領収書等）
- ・工事前・施工中・完成後の写真（添付できない場合は、施工内容証明書）

※申請受付期限：令和 4 年 3 月 10 日（木）まで

税務課 ☎55-3113

（裏面へ続く）

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

こんなトラブルに注意しましょう！

商品やサービスに関する契約トラブル、悪質商法による消費者被害など、消費生活の中で生じた問題について、相談員が相談に応じ、解決のためのお手伝いをします。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

1 定期購入

事例 動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。

アドバイス🗨️・契約内容をしっかり確認しましょう（1回？継続？）
・解約条件をしっかり確認しましょう（解約方法など）
・証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう

2 美容医療

事例 美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。

アドバイス🗨️・使用する薬がどのようなものか、自分でも説明できるよう確認しましょう
・効果だけでなくリスクや副作用なども知り、納得した上で選択しましょう
・ほかの方法や選択肢の説明を受け、自分で選択しましょう
・その美容医療は今すぐ必要なか最後にもう一度確認しましょう

3 もうけ話（情報商材、マルチ商法、暗号資産等）

事例 先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

事例 マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。

アドバイス🗨️・怪しい話は、はっきり断りましょう
・投資には必ずリスクがあります（価格が変動し損をする可能性があります）
・クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない
・被害者の立場から、加害者になってしまうこともあります
・暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう

困った時や不安な時は一人で悩まずご相談ください！



0247-57-6872

石川地方消費生活相談室

【受付時間】月・火・木・金（祝日、年末年始を除く9：00～16：00）

消費者問題について相談したい時には、消費者ホットライン「局番なし『188』」もご利用ください。『188』に電話すると、音声ガイダンスが流れ、お住まいの郵便番号を入力することにより、最寄りの消費生活相談窓口案内されます。相談は無料ですが、通話料金は相談者の負担となります。